

# ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！



## Ver7. 領収書等に貼る印紙税の対象金額の 変更について

平成 26 年 4 月 1 日より「領収書等」に貼る印紙税の対象金額が変更になっていますが、ご存知でしょうか？ 今回はこの点をご案内いたします。

1. 領収書等に記載された受取金額が今までは 3 万円未満のものが非課税とされていましたが、5 万円未満のものについて非課税となりました。
2. 不動産の譲渡、建設工事の請負に関する契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。

### 1 について

今までは領収書等を発行する際、3 万円以上の場合 200 円の収入印紙を貼っていましたが、4 月 1 日からは 5 万円以上になります。

改正は、「金銭又は有価証券の受取書」のみとなります。

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。したがって、「領収証」「領収書」「受取書」や「レシート」が該当します。

### 2 について

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに作成される「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、印紙税の軽減措置が適用されていますが、平成 26 年

4月1日以降に作成される契約書については、さらに印紙税の軽減措置が拡充されました。拡充された軽減措置の対象となる契約書の契約金額は、「不動産譲渡契約書」は10万円を超えるもの、「建設工事請負契約書」は100万円を超えるものとなっております。

契 約 金 額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減額)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円 (50%軽減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円 (50%軽減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円 (50%軽減)
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	5千円 (50%軽減)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円	1万円 (50%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円	3万円 (50%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円	4万円 (40%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円	4万円 (20%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円	8万円 (20%軽減)
50億円超		60万円	48万円	12万円 (20%軽減)

#### 印紙と消費税増税について

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税等が明らかとなる場合には、その消費税等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

例えば受取金額5万円以上の領収書には200円の収入印紙を貼付しますが、同じ5万円でも、本体価格46,297円、消費税3,703円と明記されていれば貼付する必要がありません。そのため、消費税率が上がっても、貼付する収入印紙の額は変わりません。



最後に印紙の基本を確認しましょう。

・印紙を貼ったら必ず印章又は署名で消印します。貼った印紙を所定の方法によって消印しなかった場合には、消印されていない印紙の額面に相当する金額の過怠税が徴収されることとなります。なお、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費にはなりませんのでご注意ください。

・もし領収書や契約書に本来定められている金額を超えた収入印紙を貼ってしまった場合や貼る必要のない文書に誤って貼ってしまった場合には、間違って貼ってしまった印紙金額の還付を受けることができます。その契約書などの文書を所轄税務署長に提示し、印紙税過誤納確認申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。この還付は現金ではなく、後日預金口座に振り込まれます。

・ただし、次の場合には、収入印紙の交換や還付の対象外となりますのでご注意ください！

消印をしてあるもの、収入印紙を貼り付けている部分を切り取ったり、用紙からはがしてしまったものは、交換や還付を受けることができません。

未使用の収入印紙は現金に換金することはできません。



見本